第4回プラットフォームエコノミクス研究会(発表資料)

豪州競争当局によるオンラインマーケットプレイス調査結果

2022年9月29日

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 株式会社野村総合研究所

ICTメディアコンサルティング部







本資料の位置づけ

概要

本資料は、オーストラリアにおける一般的なオンラインマーケットプレイスに関連する 競争と消費者問題に関する調査の2022年3月分中間報告書である。

調査の背景として、2020年2月10日にオーストラリア政府がACCCに対し、デジタル プラットフォームサービス市場に関する調査実施の指示を出した。これを受け、ACCC は半年ごとに中間報告書を提出し、2025年3月31日までに最終報告書を提出す ることになっている。

■ 本資料の位置づけ:

本調査にてオンラインマーケットプレイスにおける懸念を洗い出し、ACCCとして考え 得る対策等を提案している。今後、次期中間報告書でACCCとしての方針が打 ち出されることが想定されている。

■ 公開済スケジュール:

日付	活動
2020年2月10日	• 大臣指示事項
2020年10月23日	• 2020年9月分中間報告
2020年10月28日	ACCCによる委託調査
2021年4月28日	• 2021年3月分中間報告
2021年9月30日	• 2021年9月分中間報告
2022年3月31日	• 2022年3月分中間報告
2022年9月30日	• 2022年9月分中間報告
2023年3月31日	• 最終報告書

中間報告書 章立て

エグゼクティブサマリ

- 一般的なオンラインマーケットプレイス - オーストラリア市場概観と成長性
- オンラインマーケットプレイスにおける 消費者体験
- ③ 一般的なネット通販マーケットでの販売
- オンラインマーケットプレイス の運営に伴う経済的考察

エピローグ: マーケットプレイスは 今後独占に向かうのか

付属資料:省令

前提:ACCCについて

ACCCは、競争・消費者法のもと競争政策と消費者政策を所管する当局という特徴がある。

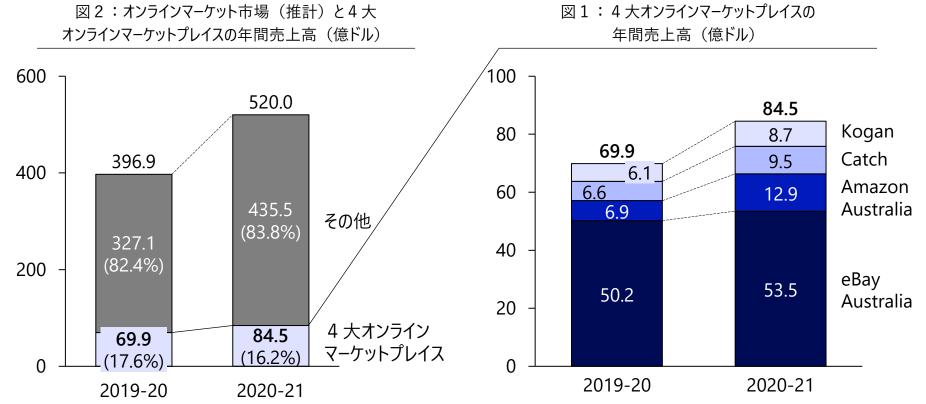
オーストラリアにおける競争法と執行機関

- オーストラリアの連邦競争法
 - 2010年競争·消費者法(Competition and Consumer Act 2010。2021年2月改正。)
- 執行機関
 - オーストラリア競争・消費者委員会
 - オーストラリア競争・消費者委員会(以下「ACCC」という。)は、1995年11月6日、取引慣行委員会(1974年創設)と価格監視委 員会(1983年創設)の統合により発足した独立した行政組織である。
 - ACCCの主な任務は次のとおりである。
 - ① 法違反行為に関する審査及び連邦裁判所への民事提訴並びに違反事業者からの違反行為中止の確約(後記4(7)参照) の受理に係る決定
 - ② 企業結合審查
 - ③ 公共の利益をもたらす一定の制限的取引慣行等に関する認可及び届出に係る決定
 - ④ 電力事業、ガス事業等への第三者アクセス促進に係る法執行
 - ⑤ 特定の商品又は役務の価格設定の監視
 - 競争政策及び消費者政策は財務省(the Treasury)の所管であり、ACCCは、財務省の所轄に属する機関とされている。
 - 財務大臣は、法に基づくACCCの権限の行使等に関連して指示をすることができ、ACCCはその指示に従わなければならない。この指示は文 書で行わなければならず、かつ、指示後に公報に掲載しなければならない。ただし、法第3A章、第4章(制限的取引慣行)、第7章 (認可・届出手続), 第7A章, 第10章, 第11B章及び第11C章並びに第11章第3節に係る個別事案については, 財務大臣は ACCCに指示をすることができない(法第29条)。
 - 委員会(Commission)の構成(一部抜粋)
 - ACCCは、委員長1名及び常勤委員数名(以下「常勤メンバー」という。)から構成される(法第7条)。常勤メンバーの任命に先立ち、 財務大臣は、①常勤メンバー候補者の産業、商業、経済、法律、行政若しくは消費者保護に関する知識又は経験が、任命に値する ものであることを確認し、②当該候補者が中小企業問題に関する知識又は経験を有しているか否かを考慮し、③競争法を有する州・準 州・特別地域が存在する場合、その過半数が当該候補者の任命を支持していることを確認しなければならない(法第7条)。また、常勤 メンバーから副委員長が2名以内、連邦総督により任命されるが、少なくとも1名は、中小企業関係に関する知識又は経験を有する者 でなければならない(法第10条)。

前提:豪州におけるオンラインマーケットプレイス市場概況①

豪州におけるオンラインマーケットプレイス市場には独占企業は存在しない。

- ■図1に示すように、豪州の4大オンラインマーケットプレイス(eBay Australia、Amazon Australia、Catch、Kogan)のうち、eBay Australiaの2020-21年の年間売上高は約53億ドルで最大。これに続くのが、約13億ドルのAmazon Australia。
- これらの数字は、図 2 に示すように、2020-21年に520億ドル以上と推定される豪州のオンライン販売市場の一部と捉えられ、豪州におけるオンライン販売市場に占めるeBay Australiaのシェアは約10%、Amazon Australiaのシェアは約2.5%にすぎず、米国・欧州のような一部のプレーヤーによる独占は豪州では見られない。



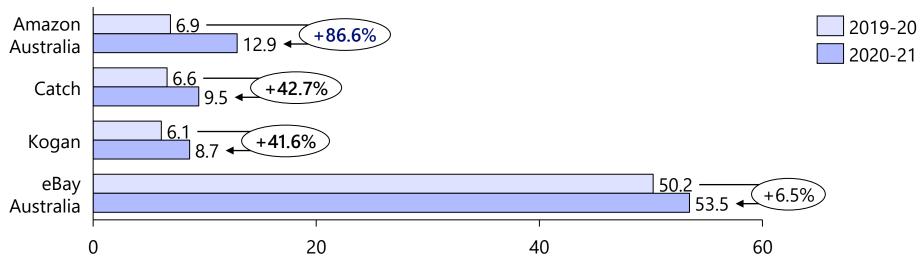
出所) ACCC 「Digital platform services inquiry - March 2022 interim report」

前提:豪州におけるオンラインマーケットプレイス市場概況②

豪州における4大オンラインマーケットプレイスによる売上高は2019-20年から2020-21年に かけて大幅伸長。Amazonの成長率が86.6%増と最も顕著。

- 豪州における4大オンラインマーケットプレイスによる売上高は2019-20年から2020-21年にかけて大幅に伸びている。 特に、Amazon Australiaの売上は86.6%増加し、CatchとKoganはそれぞれ42.7%、41.6%増加している。
- この期間のオンラインマーケットプレイスによる売上の大幅な増加は、COVID-19の流行とそれに伴うロックダウンにより、 豪州の多くの消費者がオフラインからオンライン購入に代わったためである。オンラインマーケットプレイスのうち、 Amazonの成長が、大手オンライン小売店の成長を上回ったことは特筆すべき点である。
- ACCCは、豪州の顧客のAmazon Primeへの加入が大幅に増加していることに注目しており、このような成長は、オン ライン市場の競争力に大きな影響を与える可能性がある。





ACCCが提唱するオンラインプラットフォーム規制の方向性

ACCCはオンラインマーケットプレイス及びハイブリッドマーケットプレイスを対象市場としたうえで、 消費者、販売者、消費者-販売者の3方向で生じうる懸念と対応の方向性を示している。

本レポートでACCCが懸念と対応の方向性を示す対象と論点



本レポート上での定義

オンラインマーケットプレイス: サプライヤーとオーストラリアの消費者との間の一般的な商品の供給を容易にするオンラインプラットフォーム。 ただし、クラシファイド広告サービスとしてのみ機能するプラットフォームは除く。

ハイブリッドマーケットプレイス:自社製品だけでなく、サードパーティーの製品も販売するオンラインマーケットプレイス。Amazon、Catch、Koganが例。

オンラインマーケットプレイスにおいて消費者に生じる懸念

消費者の選択を形成する ディスプレイの重要性

ACCCの懸念

ACCCが考える対応の方向性(暫定案)*

- オンラインマーケットプレイスにおいて、特定の商品を 検索結果の目立つ位置に表示したり、他の方法で 強調表示したりする理由が、消費者にとって明確に なっていない。
- ・消費者にとって関連性が低いと思われる理由で表示される可能性がある製品について、製品の目立つ位置に表示する方法に影響を与える要因は透明化される必要がある。

プラットフォームが消費者に 果たすべき責任

- ・現状のオンラインマーケットプレイスでは、問題が発生した際、消費者が自分の権利を特定し行使することが困難。
- オンライン市場の安全性をさらに強化するために、自主的な「製品安全に関する誓約」を持たない他のオンラインマーケットプレイスが「製品安全に関する誓約」に参加することを奨励。

紛争解決

- 消費者-販売者間の効果的な紛争解決が難しく、 消費者が有害製品から救済されるための手段がない。
- DPI最終報告書の勧告22と23で推奨された紛争解 決メカニズムとオンブズマン制度を引き続き支持し、オ ンラインマーケットプレイスと、ACCC報告書で指摘した デジタルプラットフォームサービスに適用すべき。

データ収集と利用

- ・オンラインマーケットプレイスの特定のデータ実務が、 消費者データの使用目的を含め、消費者の嗜好と 一致しない可能性がある。
- ・消費者が、デジタルプラットフォームによってどのような データが収集され利用されるかについて、十分な情報 を得た上で選択できるよう、十分な情報と適切な管 理の両方を提供する必要がある。

ACCCが過去に実施した、一般的な オンライン小売市場に関する消費者保護 の懸念に対処するための勧告の補足

• -

・特定の不公正取引行為の禁止を導入により、データの収集と使用、およびオンライン・マーケットプレイスにおける潜在的なダークパターンやナッジに関連して提起された問題に対処する

オンラインマーケットプレイスにおける安全 ではない製品の販売に関連する消費者 被害に具体的に対処するための提案

- オンラインマーケットプレイスの特定のデータ実務が、 消費者データの使用目的を含め、消費者の嗜好と 一致しない可能性がある。
- オーストラリア消費者法に「一般安全規定」を導入し、オンラインマーケットプレイスがプラットフォーム上で販売する製品の安全性を確保するための明確な義務(例えば、安全でない製品の削除や安全リスクの監視など)を含める。
- * | ACCCの正式提案は、2022年9月にて公表される予定。

オンラインマーケットプレイスにおいて販売者に生じる懸念

ACCCの懸念

ACCCが考える対応の方向性(暫定案)

取引条件·手数料

• 小規模事業者による交渉力不足が、取引条件に従 わざる得ない構造を生み出している。

• 販売者の手数料や価格設定制限などのプラット フォーム上の特定の条件は、特に小規模販売者が効 果的に競争する能力にマイナスの影響を与える可能 性がある。 •請求される手数料の水準が透明であり、これらの手数料の変更について事前に通知されることが特に重要である。

マーケットプレイス上の表示方法の 出品者にとっての重要性

・製品がいつ、どのように表示されるかを決定するアルゴリズムやプロセスの不透明性は、販売者の製品提供を改善することを困難にする。さらに、ハイブリッドマーケットプレイスが自社の製品を優遇する場合、多くの販売者が競争することが困難になる。

オンラインマーケットプレイスがどのような要因が、商品の表示に影響するかについて、透明性を保つことが重要である。

消費者および消費データへのアクセス

・マーケットプレイスが収集する消費者データと、販売者が入手できる消費者データの不均衡が、販売者の商品提供力を阻害し、関連する消費者にリーチするためのオンラインマーケットプレイスへの依存を高める。

• .

オンラインマーケットプレイスにおける 出品者の紛争解決プロセス

紛争解決は消費者と同様に販売者も利用できるようにすべきであるが、販売者が決定に異議を唱えたり、 修正したりする能力を確保するためのプロセスの整備が不十分である。

販売者が、消費者またはマーケットプレイスそのものと 紛争を起こした場合、救済のための手段を適切に利 用できるようにすべき。

ACCCが過去に実施した、一般的な オンライン小売市場に関する販売者保護 の懸念に具体的に対処するための提案 • 手数料に関する条項の潜在的な問題や、データの収集と使用に関連して提起された問題等、一般的な販売者保護ついて懸念がある。

• DPI最終報告書の勧告22と23で推奨された紛争解 決メカニズムとオンブズマン制度を引き続き支持し、オ ンラインマーケットプレイスと、ACCC報告書で指摘した デジタルプラットフォームサービスに適用すべき。

* | ACCCの正式提案は、2022年9月にて公表される予定。

ハイブリッドマーケットプレイスの拡大とそれに伴う消費者・販売者双方にとっての懸念

ACCCの懸念

ACCCが考える対応の方向性(暫定案)

マーケットプレイス上の表示方法における 自己優遇措置による 販売、購入への影響

- ・製品が表示される順序と、どの製品が消費者に強調されるかは、どの製品が購入されるかに大きな影響を与え、マーケットプレイスによる自己優遇措置は販売者と消費者の両方に害を及ぼす。
- ・中小事業者向けアンケートでも(BuyBox問題等) 自社優遇懸念が大きい
- 現在観察されている自社優遇について、問題あるとまでは言えないが、今後オンラインマーケットプレイスが巨大化した場合には問題となりうる

ハイブリッドマーケットプレイスが、自己優遇措置を設けている場合、消費者とサードパーティの販売者に十分に知らせることが重要である。

消費データへのアクセスの差による 販売、購入への影響 • 販売者は、オンラインマーケットプレイスが収集する データそのものにアクセスできないため、商品や戦略を 改善することを妨げ、消費者が購入する商品にも影響を及ぼす。

データへの公平アクセス確保が重要である

* ACCCの正式提案は、2022年9月にて公表される予定。

ネクストステップ



- オーストラリアのオンラインマーケットプレイスについては、検索エンジンやSNS、アプリストアにみられるような<u>競争上の懸念が大き</u>いとまでは言えないが、市場が支配的企業に独占される可能性もあることから、**今後の動向については注視していく**。
- 次回2022年9月30日発行のレポートで大規模DPFに対する制度改革提案を整理して提示予定。

〔参考) 「製品安全に関する誓約」 "Product Safety Pledge"

概要

• ACCCと事業者が、製品安全に関する一定の責任と、製品安全対策の成果を報告することを誓約する自発的な取組み

誓約の 内容

- 事業者は、製品の安全性に関連する12のアクションを実施すること。
- 事業者は、3つの主要業績評価指標に照らした業績を毎年報告すること。
- ACCCは、誓約書に対する署名企業の全体的なパフォーマンスをまとめた年次報告書を発行すること。

製品の安全性に関連する12のアクション

- 1. リコール製品・安全ではない製品情報について、定期的に確認し、それらの製品が特定された場合は適切な処置をとる。
- 2. オーストラリアの規制当局がリコール製品・安全ではない製品の回収を通知・要求するための専用窓口を提供する。
- 3. オーストラリアの規制当局が、専用窓口に削除要請をしてから2営業日以内に、特定された安全ではない製品リストを削除する。 実施された措置と関連する結果について、当局に報告する。
- 4. 安全ではない製品のサプライチェーンを可能な限り特定するために、10営業日以内にデータ/情報のリクエストに対応する等、オースト ラリアの規制当局に協力する。
- 5. データ/情報のリクエストおよび安全ではない製品の除去対応するための内部機構を有する。
- 6. 安全ではない製品リストについて、消費者が誓約書に署名した事業者に直接通知するための明確な経路を提供する。 消費者からの通知は署名した事業者のプロセスに従って扱われ、消費者への対応が必要な場合、5営業日以内に対応する。
- 7. 販売者によるオーストラリア製品安全法の遵守を促進するための措置を実施する。 ACCCのSelling onlineページへのリンクを含む、コンプライアンス研修・ガイダンスに関する情報を販売者と共有する。
- 8. オーストラリアの規制当局および販売者に協力し、安全ではない製品に関する関連するリコールまたは是正措置について消費者に情 報を提供する。
- 9. 禁止品、不適合品、リコール品の販売を防止または制限することを目的としたプロセスを適切に設定する。
- 10.オーストラリアの規制当局との協力も含め、安全ではない製品を販売する常習犯に対処するための合理的な手段を導入する。
- 11.一度削除された安全ではない製品リストに掲載されている製品の再出現を防止するための措置を講じる。
- 12.安全ではない製品の検出と除去を改善するための新技術とイノベーションの活用の可能性を検討する。



マーケットプレイス上の表示やデザインが、消費者や競争に対して良い/悪い影響を与えうる。

背景とACCCの懸念

(背景)

- オンラインマーケットプレイスは、幅広い商品を提供。 豊富な品揃えは消費者に対する価値を向上させてい る一方、消費者は、どの商品が最良かを判断すること が困難。
- オンラインマーケットプレイストの表示に係る小さな変化 が消費者の購買意思決定に影響を与える可能性が ある。

(ACCCのユーザーインターフェースに係る懸念)

- ACCCは、デジタルプラットフォームサービスにおいて、 消費者の意思決定を促すユーザーインターフェースデザイ ンの影響を調査し、特定の状況では、ナッジ*が消費 者に利益をもたらす可能性がある。
- しかし、消費者に利益に寄与しない選択を促すユー ザーインターフェースは情報に基づいた選択や、希望す る商品の購入を妨げる可能性もあることを懸念。

消費者の行動導線とオンラインマーケットプレイス上の表示やデザイン

オンラインマーケットプレイスは、ランキングの他にも、商品の表示やデザイン を通じて、消費者の購買意思決定に影響を与えている。

これらは、収集されたデータを活用したアルゴリズムに支えられている。 検索機能(Search function) 1 検索する ② ラベリング・バッジ付け(Labelling or Badging) (Search)

注目オファー (Featured offer)

レビュー (Reviews) 4

⑤ 価格比較広告(Two-price comparison ads)

選ぶ (Choose)

買う (Buy) N/A

*|ナッジ(nudge)ナッジとは、行動科学の知見から、望ましい行動をとれるよう人を後 押しするアプローチのこと。

ACCC Digital platform services inquiry - March 2022 interim report

検索機能2)ラベル・バッジ付け3)注目オファーが、検索の際に影響を与えうる。

検索機能(Search function)

- 商品に係るキーワードやクエリに基づいた商品一覧を提供。
 - デフォルトでは、関連性の高い順に商品を表示。 (関連性はマーケットプレイスが決定する)
 - 価格や配達時期等のフィルターを掛けることが可能。
- 検索結果には、オーガニック検索結果の上部等の目立つ位置に 表示されるスポンサー商品や広告が含まれる。
- 一部の検索アルゴリズムは、以下の要素も考慮。
 - ▼-ケットプレイスの関連小売部門が販売する商品かどうか

 - その商品によりマーケットプレイスが得る収入と利益が増加 しているか
 - 割引や配送料。(これらには、オンラインマーケットプレイス の会員のみが利用できる割引や配送特典も含む。)
- 検索機能を利用する消費者が、検索結果ページの上位に表示さ れるリンクに対して**バイアスを持つ可能性**が指定されている。
- 消費者がオンラインマーケットプレイスで検索した場合、商品ページ ビューの45~50%は、最初のページの検索結果8位以内に表示 されたリストに集中。
- ■「ある商品が、どの検索結果に表示されるか」は、販売者が消費 者に商品を訴求する上で、大きな影響を与える。

ラベル・バッジ付け(Labelling or Badging)

- ラベルやバッジは、ある商品がマーケットプレイス上で特別な分類で あることを示すマーク。
 - 例) Amazon Australia「Amazon's Choice」やKoganの 「Kogan's Choice」 等
 - 商品にラベルやバッジを付与する基準は、それぞれのマー ケットプレイスによる。
- バッジは、消費者が価値を見出す可能性の高い商品を強調する 際に使用される場合が多い(ACCCの調査)。
 - 高いユーザーの評価、競争力のある価格、迅速な配達時 間、最も評価の高い出品者による販売等
- 一部のオンラインマーケットプレイスが消費者がバッジやラベリングの 判断に係る情報を提供している。
 - 例)Amazonは、Amazon's Choiceの目的や意味を消 費者に情報を提供。ただし、バッジの意味を、消費者に明 確な情報を提供していない場合も存在
- バッジにより、消費者が商品をを購入する可能性が高くなること を示唆する研究もある。
 - 例えば、eBay Plusバッジ付き出品が製品ページビューが増 加する(eBayコメント)。
 - Amazon's Choiceバッジがあることで、商品のコンバージョ ン (売上) が25%増加する (2018年の調査)
- ある商品にラベルやバッジを付与すると、他の選択肢が目立たなく なる。

概要

消費者 に与える 影響

検索機能2)ラベル・バッジ付け3)注目オファーが、検索の際に影響を与えうる。

注目オファー(Featured offer)

■ BuyBox:

オンラインマーケットプレイスの中には、同じ商品を複数の出品者が 取り扱っている際に、1つの商品ページのみを提示する場合がある。 この場合、ある販売者のオファーが選択され商品ページに表示され る一方、他の販売者の競合するオファーはあまり目立たない位置 に表示されることがある。

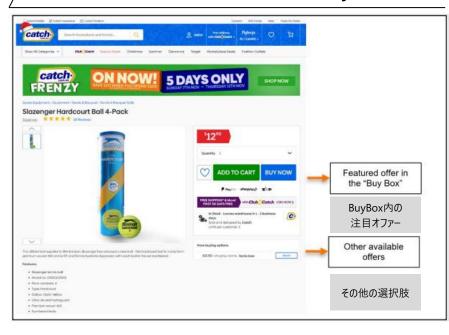
■ CatchとAmazon AustraliaのBuyBoxでは、ほとんどの場合、 Buy Boxに表示される商品は、商品の価格、配送料、評価 (レーティング)によって決定されるベストオファーであることが分かっ ている。(ACCCのデスクトップリサーチ)

消費者 に与える 影響

概要

- 注目オファーは、その商品が最良のオファーである場合、バッジやラ ベルと同様に、消費者にとって有益となる可能性がある。
- ただし、BuyBoxへの表示を決定する要因、特に、特定の販売者 との取り決めやマーケットプレイス独自の商品に対するプレファレン スが必ずしも消費者に対して明らかでないことに留意が必要であ
- ある商品を「注目オファー」とすると、他の選択肢が目立たなくなる。

CatchのマーケットプレイスにおけるBuyBoxの例



情報源) Catchウェブサイト(2021年12月15日)

競争 に与える 影響

レビュー5) 価格比較の広告が、比較の際に影響を与えうる。

レビュー (Reviews)

⑤価格比較広告(Two-price comparison ads)

- 消費者がオンライン上で商品を物理的な製品をオンラインで購入 する場合、購入前に商品を確認することは現実的ではない。
- そのため、消費者は、オンライン販売者とその製品の品質と信頼 性を評価する(実物を確認する以外の)他の方法に依存してい る。
- その重要な要素の1つは、オンライン・レビュー(他の消費者の見 解や意見)であり、商品の判断材料を多くの消費者に広めること が可能。
- オンライン上で販売される商品の品質を担保する方法とも捉えら れる。

- 価格比較広告:マーケットプレイスは、1つの商品について、 以下の2つの価格をを表示する。
 - 1) 消費者に対して請求される実際の価格(売値)
 - 2) 比較の為の価格
- 比較の為の価格が高いことが多く、 その価格は、以下の2つの価格を参照することがある。
 - 1)希望小売価格(recommended retail price)
 - 2) 商品の過去の価格
- マーケットプレイスの場合、商品の価格を設定するのは、マーケット プレイスではなく、販売者である。
- 価格比較の広告のフォームは、オンラインマーケットプレイス毎に異 なり、販売者が異なるフォームを選択できる場合もある。

消費者 に与える 影響

概要

■ 信頼できるオンライン・レビューは、多くの点で消費者にとって有益。

- 表示されている金額が、実際に消費者が支払わずに済む金額を 適切に反映していない場合、消費者の誤認に繋がる。
 - 割引が適用される前の合理的な期間において、商品が「元の」 価格で販売されていない場合
 - 販売者が同一商品に対して異なる希望小売価格を使用してい た場合

競争 に与える 影響

- 販売者が、標準の品質未満の商品を販売することを抑制し、品 質を改善するためのフィードバックを回すことを可能とする。
- 他のオンライン上のビジネスと同様に、マーケットプレイスのレビュー が操作される可能性が有り、これは、利用事業者の競争にも影 響を与える(オンラインマーケットプレイスや消費者も同様)。
- 各オンラインマーケットプレイス毎に、価格比較広告に対する説明 が異なるため、利用事業者の対応も異なる可能性がある。 (誤認を招く価格比較広告は、豪州法上に反する。)

価格比較広告は、各オンラインマーケットプレイス毎に表示方法・説明が異なる。

価格比較広告の例

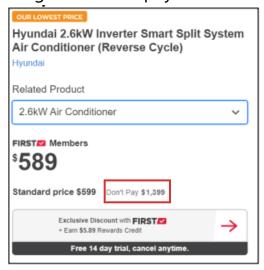
Amazon 希望小売価格比較



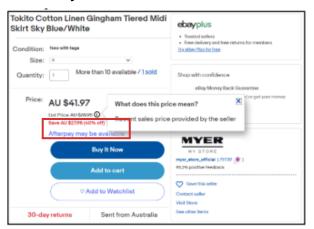
過去/現在の価格比較 Catch



Kogan 「Don't pay」価格比較



eBay 過去/現在の価格比較



各オンラインマーケットプレイスによる説明

ACCCは、マーケットプレイス毎に価格比較広告の 使用に係る方針や、運用方法についてどの程度 消費者に伝えているかが異なることを確認。

■ 価格比較広告に対する説明

Amazon Australia、Catch、Kogan 等: 比較される価格は一般的に明確に記載・説 明されている。

他のオンラインマーケットプレイス: 価格比較広告についてより確実な情報提供 が必要。

■ 希望小売価格に対する説明

Catch & Kogan:

希望小売価格が、プラットフォーム上で、 どのように使用されるかについて明確に説明。

「希望小売価格は、サプライヤーやメーカーが設 定するものであって、商品が必ずしも Catchと Koganで必ずしも商品が希望小売価格で販 売されているとは限らない/

オンラインマーケットプレイス上の表示やデザインに係る諸問題(アルゴリズムの透明性)

商品表示アルゴリズムの透明性は担保されていない。 ただし、オンラインマーケットプレイスは、透明性の担保が困難な理由を主張。

問題

- オンラインマーケットプレイスは、消費者が商品を検索するための機能(検索アルゴリズム、注目オファー、ラベル・バッジ 等)を活用しており、これらは、アルゴリズムに基づいている。
- 販売者は、オンラインマーケットプレイス上でこれらの機能がどのように作用しているかが不透明であると述べており、 ACCCは商品表示を決定するアルゴリズムに透明性が担保されていないことを明らかにしている。
 - アンケートに回答した出品者の4分の3は、アルゴリズムの仕組みに係る透明性担保の取り組みに不満がある(ACCC調査)。

問題の 背景·事情

- 各マーケットプレイスは、商品の表示方法に関して方針を明らかにしている。また、出品者に対しては、ある商品がマーケッ トプレイス上でより目立つようにする方法(例えば、優先順位や注目オファー)についての情報を提供。
- ■しかし、アルゴリズムの仕組みについての透明性は担保されていない。
- ACCCは、アルゴリズムが不透明であることに対するオンラインマーケットプレイスの正当化理由を認識している。
 - 出品者のアルゴリズム悪用の防止: オンラインマーケットプレイスが、他のデジタルプラットフォームと同様に、出品者がアルゴリズムを悪用すること等を防 ぐために、検索アルゴリズムについてある程度の不透明性を維持する正当なインセンティブがあること。
 - アルゴリズム構築の投資とリソース: 検索アルゴリズムの開発には多大な投資とリソースが必要であること。
 - 競合他社の模倣やフリーライドの防止: 潜在的な競合他社がオンライン・マーケットプレイスの投資を模倣やフリーライドを防止すること。

対応の 方向性

- アルゴリズムについてある程度の不透明性を維持する正当な理由がある。
- ただし、アルゴリズムの変更については、販売者に明確かつタイムリーに伝達される必要がある。

参考資料

参考資料 目次(1/2)

中間報告書の構成 エグゼクティブサマリ		本資料対応箇所		
		■ (後段にて詳細記載)	P.18-45	
1 一般的なオンライン小売 市場-オーストラリア 市場概観と成長性	1.1. 一般的なネット通販のマーケットプレイスの概要	一般的なネット通販のマーケットプレイスの概要	P.46-51	
	1.2. 本レポートの構成	■ マーケットプレイスにおけるネットワーク効果		
2 オンラインマーケットプレイス における消費者体験	2.1. オンラインマーケットプレイスでの商品検索	■ 重要な発見事項	P.52	
	2.2. 商品の選択	■ オンラインマーケットプレイスごとの販売手数料		
	2.3. 商品の購入			
	2.4. 物事が上手くいかない場合			
3) 一般的なネット通販 マーケットでの販売	3.1. オンラインマーケットプレイスの選択	■ 重要な発見事項	P.53-57	
	3.2. オンラインマーケットプレイスの利用条件	■ パーソナルプライシング		
	3.3. 商品を消費者の手元に届ける			
	3.4.物事が上手くいかない場合			
4) オンラインマーケットプレイス の運営に伴う経済的考察	4.1. ネットワーク効果やデータも重要な要素	■ 重要な発見事項	P.58-59	
	4.2. 消費者と販売者にとっての代替サービスの利用可能性			
	4.3.ハイブリッドマーケットプレイスと自社優遇の競争力への影響			
エピローグ: マーケットプレイスは今後独占に向かうのか		■ N/A	-	
付属資料:省令				

参考資料 目次(2/2)

エグゼクティブサマリの構成		本資料対応箇所
総括		P.18-19
オンラインマーケット プレイスにおいて 消費者に生じる 懸念	消費者の選択を形成するディスプレイの重要性	P.20
	プラットフォームが消費者に果たすべき責任	P.21
	紛争解決	P.22
	データ収集と利用	P.23
	ACCCが過去に実施した、一般的なオンライン小売市場に関する消費者保護の懸念に対処するための勧告の補足	P.24
	オンラインマーケットプレイスにおける安全ではない製品の販売に関連する消費者被害に具体的に対処するための提案	P.25
オンラインマーケット プレイスにおいて 販売者に生じる 懸念	取引条件•手数料	P.27-29
	マーケットプレイス上の表示方法の出品者にとっての重要性	P.30
	消費者および消費データへのアクセス	P.31
	オンラインマーケットプレイスにおける出品者の紛争解決プロセス	P.32
	ACCCが過去に実施した、一般的なオンライン小売市場に関する販売者保護の懸念に具体的に対処するための提案	P.33
ハイブリッドマーケットプレイスの拡大とそれに伴う消費者・販売者双方にとっての懸念		P.34-36
オーストラリアの 一般的なオンライン 小売市場と潜在的 な市場支配力	取引条件•手数料	P.37-38
	マーケットプレイス上の表示方法の出品者にとっての重要性	P.39-41
	消費者および消費データへのアクセス	P.42
ネクストステップ		P 43

- ■本報告書では、オーストラリアにおける一般的なオンラインマーケットプレイスに関連する競争と消費者問題について調 杳している。
- ■オンラインマーケットプレイスは、オーストラリアの消費者と販売者を結びつける上でますます重要な役割を果たすように なっており、デジタル経済における信頼と信用を構築する上で重要な役割を担っている。デジタル経済の成長は、オー ストラリア経済の未来を確保するための鍵とされている。
- ACCCは、オーストラリアの販売者に対し、公正で競争力のある市場を確保し、消費者に対し製品の安全性などを保 護するために、今こそプラットフォームの問題を検証する適切な時期であると考えている。
- ■オンラインマーケットプレイスは、他のデジタルプラットフォームと同様に、ビジネスを成長させるため、販売者と消費者の 数を増やすことに依存している。ACCCが調査した他のデジタルプラットフォームと同様に、オンラインマーケットプレイスは、 他の消費者の存在によって消費者の価値を高め、より多くの消費者と販売者の両方をマーケットプレイスに引き寄せ るポジティブフィードバックのループを作り出す。したがって、他の多くのデジタル・プラットフォームと同様に、このループは、 単一の支配的な企業に有利に「市場を独占させる('tip')」可能性がある要因がある。
- ■オーストラリアにおける一般的なオンライン小売市場には、Amazon、Catch、eBay、Koganなどの販売者が挙げられ る。販売者は多種多様な小売商品を提供し、消費者と販売者を結びつけるという、重要な役割を担っている。
- ■他の地域では、オンライン小売が全小売売上高の高い割合を占め、Amazonのような単一のマーケットプレイスが市 場を支配し、より広範な小売売上高に重要な役割を果たしているが、オーストラリアには当てはまらない。
 - オーストラリアのオンライン小売売上は2020-21年に全小売売上高の16%強であったが、イギリスでは2020年にオンライン小売 売上が全小売売上の26%となった。
 - Amazonが最大のマーケットプレイスである、イギリスとアメリカでは、Amazonはそれぞれオンライン小売売上の約30-40%を占 めると推定されるが、オーストラリアでは、大きなシェアを占めるマーケットプレイスが存在しない。

総括(つづき)

- ■しかし、オーストラリアのオンラインマーケットプレイスの成長は、COVID-19の大流行によって加速され、大きな変化の 可能性を秘めている。
- オーストラリアの消費者は2020-21年にかけて520億ドル以上をオンラインで消費したと推定され、その値は2019-20 年と比較して約31%増加し、オンラインマーケットプレイスの数と収益の両方が増加した。
- 4 大オンラインマーケットプレイスのうち、Amazon Australiaはここ数年で最大の売上成長を遂げたが、オーストラリア の総売上はまだeBayを大きく下回っている。
- ACCCの分析により、本報告書で検討した主要なオンラインマーケットプレイスは、それぞれ異なるパフォーマンスを行う ことが判明した。特定のオンラインマーケットプレイスがより優れたパフォーマンスを実施している場合、本報告書ではそ の点を強調するよう努めた。
 - あるオンラインマーケットプレイスは、他のオンラインマーケットプレイスにはない消費者保護や販売者へのサービスを提供している場 合がある。
 - それぞれのマーケットプレイスのビジネスモデルが異なるため、一部のオンラインマーケットプレイスでのみ生じる懸念もある (例:サードパーティーの商品と自社製品の両方を販売するハイブリッドマーケットプレイスによる自己言及行為の可能性)。
 - 1 つまたは複数のマーケットプレイスが、他よりも優れたパフォーマンスを発揮しているケースもある (例:デ−タ収集や商品推奨の判断材料に関する明確な情報を消費者や販売者に提供、製品安全誓約の下で消費者に 追加の保護を提供など)。
- ■本報告書では、ACCCが市場の慣行について改善の必要性を指摘した場合、およびACCCが引き続きオンラインマー ケットプレイスの慣行について検討する分野についても明らかにしている。

オンラインマーケットプレイスにおいて消費者に生じる懸念

- ■オンラインマーケットプレイスは、オーストラリアの消費者に、多数の商品と容易なアクセス、競争力のある価格を提供し、 消費者は明らかにオンライン・マーケットプレイスが提供するサービスを高く評価している。
- ■しかし、本報告書では、商品表示やデータ収集などに関する多くの消費者の懸念を提起し、オンラインマーケットプレイ スがより透明性を高め、消費者に大きなコントロールを提供するために、その慣行を改善すべき領域を特定している。 指摘された懸念の中には、特定のオンラインマーケットプレイスに限定されたものもあるが、ACCCは、ほとんどの懸念が すべての大規模なオンラインマーケットプレイスに当てはまると分析した。さらに、指摘された消費者の懸念の多くは、以 前のACCCの報告書で指摘したものと類似していた。

オンラインマーケットプレイスにおいて消費者に生じる懸念

- -消費者の選択を形成するディスプレイの重要性
- ■オンラインマーケットプレイスは、消費者の負担を軽減する上で重要な役割を担っており、消費者に合わせた、あるいは パーソナライズされた商品の表示、検索ツール、価格比較表示など、消費者が商品を見つけやすく、購入しやすくする ための貴重なツールを提供している。
- ACCCはこれまでにも、消費者がどのように選択を行うか、また、ユーザーインターフェースがどのように消費者に特定の 意思決定を促すかについて調査を行っている。
- ■オンラインマーケットプレイスが消費者に商品を表示するために使用するツールは、消費者の閲覧や購入に大きな影響 を与える可能性がある。これには、消費者の検索クエリに関連する製品を決定するマーケットプレイスの検索アルゴリ ズム、それらの製品を表示する順序、消費者に強調表示される製品などが含まれる。
 - 例えば、Amazonプラットフォームでの購入の大半は、AmazonがBuyBoxで紹介したオファーであった。オンラインマーケットプレイス で少数の関連商品を強調表示することは、オンラインでの購入を希望する消費者にとって明確な利点となり得る。
- ■しかし、ACCCはオンラインマーケットプレイスにおいて、特定の商品を検索結果の目立つ位置に表示したり、他の方法 で強調表示したりする理由が、消費者にとって明確でない事例があることを発見した。これは、オンラインマーケットプレ イスがサードパーティ製品と自社製品の両方を販売しているハイブリッドマーケットプレイスの場合に、特に懸念されるこ とである。消費者は、オンラインマーケットプレイスの検索アルゴリズムやオファー機能など、検索コストを削減するための ツールに依存しているため、ACCCは、オンラインマーケットプレイスが、特に消費者にとって関連性が低いと思われる理 由で表示される可能性がある製品について、製品の目立つ位置に表示する方法に影響を与える要因についてより 透明であるべきと考えている。

オンラインマーケットプレイスにおいて消費者に生じる懸念 -プラットフォームが消費者に果たすべき責任

- 消費者と販売者の間の取引を促進または仲介するオンラインマーケットプレイスの役割は、問題が発生した際、消費者が自分の権利 を特定し行使することを困難にしている。オンラインマーケットプレイスがそのプラットフォーム上の取引に関与し、管理することで、消費者 保護(および紛争解決)におけるマーケットプレイスの役割が重要となる。
- オンラインマーケットプレイスで購入する消費者のための保護は、消費者が頼りにしている重要な仲介者の役割を反映する必要がある。 ACCCは、オンラインマーケットプレイスで確認された消費者保護の問題に対処する役割を果たし得る、すでに検討されているいくつかの 具体的な保護があることに留意している。
- ACCCが提唱している保護の1つは、経済全体として不公正な取引方法を禁止することで、現在オーストラリア消費者法の既存の規 定では明示的に把握されていない有害行為をカバーすることができるようになる。ACCCはこのような禁止は、本報告書で指摘された 行為を含む、消費者に有害な経済全般にわたる様々な行為に対処するために非常に重要であると考えている。
- さらに、重要な消費者保護手段となり得るのが、一般安全条項の導入(the introduction of a general safely provision)であ る。現在、安全でない製品をオーストラリアで供給することは違法ではないため、事実上、販売者に安全な製品をオーストラリア市場に 供給するよう求めていることになる。
- 一部のオンラインマーケットプレイスでは、現在法律で要求されている以上の保護が行われている。また、本報告書では、「製品安全に 関する誓約(the Product Safety Pledge)」の下でオンラインマーケットプレイスが行っている措置の重要性を強調している。
 - 例えば、自主的な「製品安全に関する誓約」に署名しているオンラインマーケットプレイス(およびその他のオンラインビジネス)は、 オーストラリアの規制当局から削除要請を受けた専用窓口から2営業日以内に安全でない製品のリストを削除し、実施された 措置と関連する結果について当局に報告することを約束する。これらの事業者が行っている措置は、消費者保護にとって貴重 な追加措置となる。ACCCは、オンライン市場の安全性をさらに強化するために、他のオンラインマーケットプレイスが「製品安全 に関する誓約している。

オンラインマーケットプレイスにおいて消費者に生じる懸念-紛争解決

- ■オンラインマーケットプレイスで商品を購入した場合、販売者と消費者の間に存在する隔たりは、紛争の解決方法に も影響する。消費者が直面する障壁の一つは、自分が誰から購入したのか、そしてその販売者と効果的に関わり、 紛争を解決する方法を探ることである。
- ■効果的な紛争解決は、消費者(および販売者)が自らの権利を行使し、デジタル経済における信頼を構築するた めに不可欠である。また、ACCCは、消費者が有害な製品から救済されるための手段を適切に利用できなければなら ないと考えている。ACCCは、DPI最終報告書の勧告22と23で推奨された内部紛争解決メカニズムとオンブズマン制 度を引き続き支持し、同様のメカニズムはオンラインマーケットプレイスと、ACCCの報告書で以前指摘したその他のデ ジタルプラットフォームサービスに適用すべきと考えている。

オンラインマーケットプレイスにおいて消費者に生じる懸念-データの収集と利用

- 消費者データは、オンラインマーケットプレイスにとって貴重な情報源であり、マーケットプレイスは、購入者に表示する製 品をより良く調整することができる。消費者はこのように自分のデータを利用することで利益を得ることができるが、どの ようなデータが収集され、それがどのように使用されているかについて消費者が十分な情報と権限を保有していないい 場合、広範囲なデータ収集行為が害を及ぼす可能性がある。
- ACCCは、これまで調査したデジタルプラットフォームと同様に、オンラインマーケットプレイスの特定のデータ実務が、消 費者データの使用目的を含め、消費者の嗜好と一致しない可能性があることを懸念している。
- ACCCは、消費者が、デジタルプラットフォームによってどのようなデータが収集され利用されるかについて、十分な情報 を得た上で選択できるよう、十分な情報と適切な管理の両方を提供する必要があると、これまでと同様に考えている。
- 司法長官は現在、DPI最終報告書に対するオーストラリア政府の対応の一環として、1988年プライバシー法の見直し を行っている。
- ■さらに、プライバシー法改正(オンライン・プライバシー等の強化)法案2021は、大量の個人情報を収集、および個人 情報を取引するオンライン・プラットフォームがもたらす特有のプライバシー課題に対処するため、オーストラリア・プライバ シー原則に基づく要件を適応、拡大した拘束力のあるプライバシーコードの導入を提案している。
- ■この規範は、オーストラリア情報コミッショナー室によって監督され、プライバシー法の見直しの結果として生じる改革と 同様に、デジタルプラットフォームのデータ処理に対する消費者の認識や管理の欠如から生じる特定のプライバシー懸 念のいくつかに対処することが期待される。

ACCCが過去に実施した、一般的なオンライン小売市場に関する消費者保護の懸念に 対処するための勧告の補足

- ■本報告書では、ACCCがデジタル・プラットフォーム報告書において過去に行った提言のうち、実施されれば本報告書 で検討された消費者保護の懸念に対処するのに役立つものを取り上げている。特に、以下が挙げられる。
 - 1. ACCCは、現在オーストラリア消費者法の既存の規定では捕捉されていない有害な行為をカバーするため、特定の不公正取 引行為の禁止を導入することを引き続き支持する。このような禁止は、データの収集と使用、およびオンライン・マーケットプレイ スにおける潜在的なダークパターンやナッジ(ユーザーを混乱、ユーザーが実際の好みを表現することの困難化、ユーザーが特定 の行動を取るよう操作する可能性がある誘導)に関連して提起された問題に対処するのに役立つ可能性がある。このような 禁止の範囲は、適切な法的セーフガードとガイダンスにより、十分に定義され、対象となるよう慎重に策定されなければならな را_م
 - 2. ACCCは、不当な契約条項を(無効にするだけでなく)違法とし、違反には民事上の金銭的罰則を適用することを強く提唱 してきた。ACCCは、2022年2月にオーストラリア消費者法の不当な契約条項の規定を、違法とする法案が提出されたことに 注目している。この法改正は、企業(オンラインマーケットプレイスを含む)が消費者契約や中小企業契約に不当な条項を 使用することに大きな抑止力を与えることになるであろう。
 - 3. ACCCは以前、デジタルプラットフォームが最低限の内部紛争解決要件を遵守し、内部で紛争が解決されない場合は、デジタ ルプラットフォームプロバイダーとの苦情や紛争を解決するためにオンブズマン制度を設立するよう勧告している。ACCCはこれらの 勧告を引き続き支持し、以前に指摘されたデジタルプラットフォームだけでなく、オンラインマーケットプレイスにも適用されるべきで あると考えている。

オンラインマーケットプレイスにおける安全ではない製品の販売に関連する消費者被害に 具体的に対処するための提案

- ■本報告書で明らかになった消費者保護の問題に対処するため、現在政府によって検討されているいくつかの改革案 が挙げられる。
- ■特に、オーストラリア政府の財務省は、オーストラリア消費者法に「一般安全規定」を導入する提案を含む、消費者 製品安全システムの有効性の向上に関する規制影響評価を実施している。2019年には、「コンサルテーション・レギュ レーション・インパクト・ステートメント」が発表された。
- ■「一般安全規定」は、現在、安全でない製品を供給することは違法ではないため、原則として、事業者に安全な製 品をオーストラリア市場に供給するよう求めるものである。 当該規定は、オンラインマーケットプレイスがそのプラットフォー ムで販売される製品の合理的な安全性を確保するための明確な義務(例えば、安全でない製品の削除や安全リ スクの監視など)を含むことができる。
- ACCCは、これらの改革案は、その影響と潜在的な代替案を理解するために慎重に検討し、協議する必要があり、 変更の有効性とオンラインマーケットプレイスの負担が適切にバランスされるようにする必要があることを指摘している。

オンラインマーケットプレイスにおいて販売者に生じる懸念

- オンラインマーケットプレイスは、 商品を探して購入するため、オンラインマーケットプレイスを利用することが多くなった多 数の消費者へのアクセスを提供することで、販売者に価値あるサービスを提供する。販売者は通常、オンラインマー ケットプレイス経由で販売する場合、独自のウェブサイトを立ち上げるなど、他の方法よりも比較的低いコストで販売 を開始することができる。
- ACCCは、販売者のオンラインマーケットプレイスとの関わり方は多様であると理解している。 1 つのマーケットプレイスを 利用する販売者(シングルホーミング)も、幅広い消費者へのアクセスを確保するために複数のオンラインマーケットプ レイスを利用する販売者も存在する(マルチホーミング)。
- ■フィードバックによれば、スイッチング・コストと、より頻繁に単一のプラットフォームを利用する、または単一のプラットフォー ムのみを利用する消費者へのアクセスを失うことによる販売者のリスクのために、オンラインマーケットプレイスは、通常、 販売者のうち、特に小規模の販売者が、マーケットプレイスの利用を希望する際の条件を設定するとき、ある程度の 交渉力から利益を得ることができる。
- オンラインマーケットプレイスの運営に関し、多くの販売者の懸念がACCCによって指摘されているが、これらの懸念は、 販売者のうち、特に小規模の販売者オンラインマーケットプレイスに対する交渉力の欠如を反映していると思われる。

オンラインマーケットプレイスにおいて販売者に生じる懸念-取引条件・手数料

■オンラインマーケットプレイスは、出品者がマーケットプレイスを利用するための条件を設定しており、出品者に対して 様々な手数料を課している(表1参照)。

オンラインマーケットプレイスの料金設定比較

	Amazon Australia	eBay Australia	Catch	Kogan
手数料または紹介料	・商品によって異なり、販売 価格の7%~15%。 ・Fulfilment by Amazonを 利用の場合は、手数料が安 くなる商品カテゴリーもある。	・eBayストア販売者以外: 最終販売額の13.4% + \$0.30の取引手数料。 ・eBayストア販売者:最終 販売額の6.2%~11.9% + \$0.30ドルの取引手数料。	商品カテゴリによって異なり、 販売者がマーケットプレイスに 登録する際に設定。	登録時に販売者と個別交渉
その他の必須費用	・個人セラープラン:月額利 用料\$0、アイテム販売ごとに \$0.99(GST別)、さらに紹 介料が加算。 ・プロフェッショナルセラープラ ン:月額利用料\$49.95 (GSTを除く)、アイテム販 売ごとの手数料はなし。	・eBayストア販売者向けには、 ベーシックストアの場合、 \$24.95/月、フィーチャーストア の場合、\$54.95/月、アンカー ストアの場合、\$549.95/月 (全てGST別)。	・\$49.99ドル/月(GST込み)の固定ストア料金。 ・マーケットプレイス参加後、 最初の2ヶ月間は無料。	ストア費\$299/月

オンラインマーケットプレイスにおいて販売者に生じる懸念-取引条件・手数料(つづき)

- ■しかしながら、販売者によっては、異なる条件を受ける可能性がある。
- ACCCは、オーストラリアの大規模な販売者はオンラインマーケットプレイスと条件を交渉することができる場合が多いと 理解している。対照的に、小規模な販売者は、通常、マーケットプレイス上の消費者にアクセスすることができるならば、 どのような条件でも受け入れる必要があるとされている。
- ■本報告書では、販売者の手数料や価格設定制限など、販売者がプラットフォーム外で自社製品の価格を設定する 方法を制限するような特定の条件は、販売者にマイナスの影響を与え、効果的に競争する能力に影響を与える可 能性があることを確認した。これは、条件が恣意的または不透明な方法で適用され、販売者がマーケットプレイスを ターゲット顧客に到達するための必要なルートまたはゲートウェイと見なす場合に特に起こりやすいためと考えられる。
- また、オンラインマーケットプレイスがサードパーティーの販売者に課す価格制限(特に、販売者が競合プラットフォームで 割引することを妨げる価格設定条項)は、競合するオンラインマーケットプレイス間の競争を阻害する可能性があると 懸念される。
- 販売者が大規模なマーケットプレイスに依存していることを考慮すると、ACCCは、請求される手数料の水準が透明で あり、これらの手数料の変更について事前に通知されることが特に重要であると考えている。ACCCは、オーストラリア の状況において、これらの手数料を引き続き監視していく。
- ■さらに、オンラインマーケットプレイス間の競争を制限したり、出品者が別の手段でより低い価格を提示することを妨げ る効果を持つ可能性のある価格設定条項に関する懸念を考慮し、ACCCはこれらの条項の普及と効果を引き続き 監視することが重要であると考えている。

オンラインマーケットプレイスにおいて販売者に生じる懸念 マーケットプレイス上の表示方法の出品者にとっての重要性

- ■オンラインマーケットプレイスが行う商品の表示やランキングに関する決定は、消費者が最終的に購入する商品に重要 な影響を与えるため、販売者のビジネスにも大きな影響を及ぼす。
- 製品がいつ、どのように表示されるかを決定するアルゴリズムやプロセスの不透明性は、販売者の製品提供を改善す ることを困難にする。さらに、ハイブリッドマーケットプレイスが、サードパーティの販売者が販売するライバル製品よりも自 社の製品を優遇する場合、多くの販売者は消費者に到達するためにそのメリットで競争することが困難になる。
- ACCCは、販売者がマーケットプレイスの検索アルゴリズムを「ゲーム」できないようにすることの重要性を認識しているが、 オンラインマーケットプレイスがどのような要因が商品の目立つ表示に影響するかについて、透明性を保つことが重要で あると考えている。

オンラインマーケットプレイスにおいて販売者に生じる懸念 消費者および消費者データへのアクセス

- ■オンラインマーケットプレイスは、自社プラットフォーム上の消費者から検索データや購買データなどの充実したデータを大 量に収集し、消費者により適したサービスや商品を提供するために利用することができる。
- ■オンラインマーケットプレイスは、販売者と消費者の仲介を行うため、販売者は消費者に関するあらゆる情報をオンライ ンマーケットプレイスに依存するのが一般的である。販売者は、マーケットプレイスが収集する消費者データと、売り手の 情報との間に非対称性があることを懸念している。
- 販売者は、マーケットプレイスが収集する消費者データと、販売者が入手できる情報との間の不均衡について懸念を 表明している。この不均衡は、多くの販売者が消費者に対応した商品提供を行うことを妨げ、関連する消費者にリー チするために販売者のオンラインマーケットプレイスへの依存を高める重要な要因となっている。

オンラインマーケットプレイスにおいて販売者に生じる懸念 オンラインマーケットプレイスにおける出品者の紛争解決プロセス

- 販売者と消費者の間の断絶は、物事がうまくいかなかったり、紛争が発生したりしたときに、販売者にとっても問題と なる。ACCCは、紛争解決は消費者と同様に販売者も利用できるようにすべきであり、販売者が決定に異議を唱え たり、修正したりする能力を確保するためのプロセスが整備されるべきであると考えている。
- ACCCは、販売者が消費者またはマーケットプレイスそのものと紛争を起こした場合、救済のための手段を適切に利用 できなければならないと考えている。

ACCCが過去に実施した、一般的なオンライン小売市場に関する販売者保護の懸念に 対処するための勧告の補足

- 前述したオーストラリア消費者法の2つの改正、すなわち不当な契約条項の禁止(単に無効にできるのではなく) と不公正取引行為の禁止の導入は、オンラインマーケットプレイスと取引する中小企業にも保護を与えることになる。
- ACCCは、これらの改革案は、手数料に関する条項の潜在的な問題や、データの収集と使用に関連して提起された 問題によりよく対処するのに役立つと指摘している。
- ACCCは以前、デジタル・プラットフォームが内部紛争解決要件を遵守し、内部で紛争が解決されない場合は、デジ タル・プラットフォーム・プロバイダーとの苦情や紛争を解決するオンブズマン制度を利用できるようにすることを勧告して いる。
- DPI最終報告書で推奨された内部紛争解決メカニズムやオンブズマン制度は、販売者が消費者やオンラインマーケッ トプレイスとの紛争を解決することも支援し、決定に異議を唱えたり訴えたりする手段を提供する形で開発することが 可能となるであろう。

ハイブリッドマーケットプレイスの拡大とそれに伴う消費者・販売者双方にとっての懸念

- 自社製品だけでなく、サードパーティーの製品も販売するオンラインマーケットプレイス(ハイブリッドマーケットプレイス) が成長している。Amazon、Catch、Koganはすべてハイブリッド型マーケットプレイスの例であり、オーストラリアにおける 過去1年間の成長率は、ベースがはるかに低いとはいえ、eBayの成長率を大きく上回っている。
- ハイブリッド型マーケットプレイスは、消費者にさらなる選択肢を提供することで、消費者に利益を生み出す。このように 消費者にとっての市場の魅力を高めることは、販売者にとっても、自社製品の潜在的な購入者を拡大することで利 益をもたらす可能性がある。
- ■しかし、オンラインマーケットプレイスが、そのマーケットプレイスを利用するサードパーティーの販売者と競合して自社の商 品を販売する場合、オンラインマーケットプレイスは競合するインセンティブに直面し、サードパーティーの販売者と消費者 の双方に懸念を生じさせる。
- ハイブリッドマーケットプレイスの主な懸念は、 (アルゴリズム、ポリシー、その他の意思決定を通じて) サードパーティーの 販売者を犠牲にし、マーケットプレイスが自社の製品に優先的な取り扱いを行うかどうかということである。このように、 製品が表示される順序とどの製品が消費者に強調されるかは、どの製品が購入されるかに大きな影響を与え、マー ケットプレイスによる優遇措置は販売者と消費者の両方に害を及ぼす可能性がある。

ハイブリッドマーケットプレイスの拡大とそれに伴う消費者・販売者双方にとっての懸念(つづき)

- ACCCは、少なくとも一部の状況において、マーケットプレイスの自社製品が消費者に表示される方法において優遇さ れる可能性があることを懸念している。ACCCの中小企業向けアンケートでは、自己優遇行動(self-preferencing behavior)に関するクレームが発生した。自己優遇行動のリスクは、他の管轄区域でも報告され、検討されてきた。
- Amazon Australiaは、Amazon Australia Storeにおいて、検索結果や購入ボックスで、サードパーティーの販売者の 商品よりも自社の商品やオファーを優先して表示することはないと述べている。ACCCは、Amazonのアルゴリズムの入 力に関する詳細を求めたが、提供されなかったため、ACCCは、Amazonのアルゴリズムがどのように検索結果を生成 するかについての情報を保有していない。
- ACCCに提供された情報によると、少なくともいくつかのハイブリッドマーケットプレイスのアルゴリズム (Catchと Kogan)は、検索結果においてマーケットプレイスが販売する商品にさらなる「ブースト」を与えているとのことである。
- ■このような優遇措置は、ハイブリッドマーケットプレイスが相当程度の市場支配力を持ち、サードパーティーである販売者 が自分たちのメリットで競争することを妨げる、あるいは阻害したりする能力とインセンティブを持っている場合、重大な 競争懸念を引き起こす可能性がある。
- 現段階では、観察された優遇措置が広範な競争上の不利益をもたらしたとは思われない。これは、販売者が消費 者に到達するために利用可能な代替手段(代替市場を含む)があるためと思われる。しかし、このような慣行は、 将来ハイブリッドマーケットプレイスが支配的な地位を獲得した場合、大きな競争上の影響を与える可能性がある。

ハイブリッドマーケットプレイスの拡大とそれに伴う消費者・販売者双方にとっての懸念(つづき)

- ■しかしながら、ACCCは、オンラインマーケットプレイスの自社製品を優遇する現在の慣行が、消費者の購買意思決定 に影響を与え、消費者に不利益をもたらし、一部のサードパーティの販売者がそのメリットで競争するのを妨げる可能 性があることを懸念している。
- これらの影響を考慮し、ACCCは、ハイブリッドマーケットプレイスがオンラインマーケットプレイス独自の製品に有利な扱 いを受けている場合、消費者とサードパーティの販売者に十分に知らせることが重要であると考えている。
- ■また、オンラインマーケットプレイスは、消費者に関する大量の豊富なデータを利用できるため、消費者にとって魅力的 な製品やサービスをより良く調整することができる。
- ■サードパーティの販売者は、オンラインマーケットプレイスが収集するデータの深さと幅にアクセスできないため、販売者が オンラインマーケットプレイスができるのと同じ程度に商品レンジと戦略をテストし改善することを妨げる可能性がある。
- ■サードパーティーの販売者の製品に関するハイブリッドマーケットプレイスによるデータの収集は、特にサードパーティーの販 売者に同様のデータへのアクセスを提供していない場合、もしくはそのデータがマーケットプレイスによって独自の製品開 発、価格設定またはマーケティング戦略に利用される場合、個々の販売者に懸念を生じさせる可能性がある。
- ■また、このような行為は、支配的なプロバイダーによって行われた場合、重大な競争上の懸念を生じさせる可能性があ る。

オーストラリアの一般的なオンライン小売市場と潜在的な市場支配力 オンラインマーケットプレイスの特徴と精査の必要性

- ネットワーク効果は、オンラインマーケットプレイスのビジネスモデルにおいて重要な特徴である。プラットフォーム上の販売 者が多ければ多いほど、消費者にとってのマーケットプレイスの魅力は増し、プラットフォームを利用する消費者が多け れば多いほど、販売者にとっての魅力は増す。
- ■こうしたクロスサイドネットワーク効果(cross-side network effects)に加え、セイムサイドネットワーク効果(sameside network effects)も存在する。
- 例えば、オンラインマーケットプレイスに集まる消費者が多ければ多いほど、オンラインマーケットプレイスは消費者の嗜 好に関するデータを収集する能力が高くなる。このデータが消費者の嗜好性と商品のマッチングを向上させるために利 用されればされるほど、他の消費者にとってはより魅力的なマーケットプレイスになる。
- ■クロスサイド効果とセイムサイド効果の両方を含むこれらのネットワーク効果は、単一の支配的な企業に有利に独占を 許す(tipping in favour of a single dominant firm)可能性があることを意味する。これは、企業がライバル企 業との競争に打ち勝った結果であり、必ずしも競争上の懸念を生じさせるものではない。しかし、ACCCは、これらを利 用して支配的企業が反競争的行為を行ったり、消費者や販売者が競争から得るであろう利益を減少させたりする 場合には、重大な懸念を抱く。

オーストラリアの一般的なオンライン小売市場と潜在的な市場支配力 オンラインマーケットプレイスの特徴と精査の必要性(つづき)

- ■この懸念は、オンラインマーケットプレイスに限定されるものではない。ACCCは以前、ネットワーク効果やその他の参入 障壁によって市場支配力が強化され、中期的に市場支配力が低下しそうにない他のデジタル・プラットフォ−ムを特 定した。
- ■英国、米国、一部の欧州諸国を含む他の管轄区域では、オンラインマーケットプレイスで圧倒的な市場地位を持ち、 オンライン小売全体でも強い立場にあるAmazonに、すでに市場が「独占を許している(tipping)」ことは間違いな ل_{ام}
 - 例えば、イタリアでは、Amazonがオンライン販売の20%を占め、活発なオンラインマーケットプレイスでのサードパーティーによる販 売の70%から75%を占めていると推定されている。
 - また、前述のとおり、イギリスとアメリカでは、Amazonがオンライン販売全体の約30%、40%を占めていると推定される。
- ■これらの国の多くでは、Amazonは、ライバル企業や販売者による反競争的行為の疑惑を受けて、競争当局による 反トラスト法上の監視の対象となっている。
- ■さらに、大規模なデジタルプラットフォームの市場支配力やゲートキーパーの役割に関する懸念に対処するために特定の 規制を提案(または制定)している法域では、Amazonは精査されるプラットフォームの1つであり、特定の規制の 対象となる可能性があると予想される。
 - 例えば、Bundeskartellamt (ドイツ連邦カルテル庁) は現在、Amazonのドイツにおける事業が「市場全体の競争にとって極 めて重要」なものであるかどうかを検討中である。これは、最近のドイツ競争法の改正に基づき、特定の規則を導入するための 閾値である。
 - Bundeskartellamtがこれに該当すると判断した場合、特定の慣行を抑制するために、Amazonの営業方法に積極的に条件 を課す権限を有する。

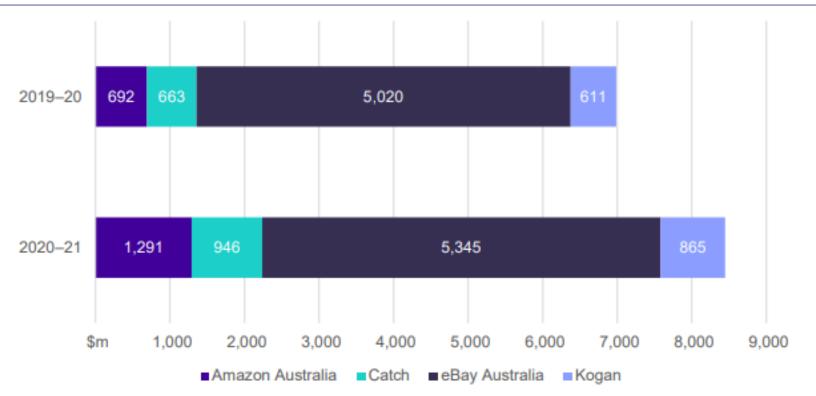
オーストラリアの一般的なオンライン小売市場と潜在的な市場支配力 オーストラリアにおけるオンラインマーケットプレイス間の競争

- 他国でAmazonが強い地位を占めることにに貢献したネットワーク効果は、オーストラリアで発展しているオンラインマーケットプレイスにも 適用される。
- しかしながら、他国とは対照的に、Amazonはオーストラリア市場に最近参入したばかりであり、最大のマーケットプレイスではない。現 時点でACCCは、オーストラリアでは 1つのマーケットプレイスが支配的な地位を占めることはないと考えている。
- ACCCの調査によると、多くのオーストラリア人が複数のオンラインマーケットプレイスを利用し、また、物理的またはオンライン小売業者と は別の手段で商品を購入していることがわかった。これは、消費者が複数のオンラインマーケットプレイスの選択肢を利用し、切り替える 際のコストが低いこと、複数のオンラインマーケットプレイスが強力な商品を提供していることが一因であると思われる。しかし、これらの 選択肢がどの程度代替可能であるかは、様々な要因に依存すると思われ、例えば、オンラインマーケットプレイスの会員など、消費者 によっては、単一のマーケットプレイスを利用する傾向が強いことも想定される。
- 販売者の立場は、消費者の立場とは異なる。大規模販売者の多くは複数のオンラインマーケットプレイスで販売をしているが、1つの マーケットプレイスに集中している小規模なセラーも数多く存在する。
- また、オンラインマーケットプレイスから移行する場合、新しいマーケットプレイスの場合は学習・導入コスト、自社サイトや実店舗での販 売に切り替える場合は大幅に高い設立コストなど、さまざまなコストに直面する可能性がある。さらに、オンラインマーケットプレイスから の切り替えは、そのマーケットプレイスでシングルホームをしている消費者 (一部の販売者にとって潜在的に重要な消費者グループ) へ のアクセスを見送ることになる可能性がある。
- その結果、多くの販売者、特に小規模の販売者は、大規模なオンラインマーケットプレイスとの交渉力が限定的であるとACCCは考え る。この交渉力の欠如の結果が、本報告書で指摘された販売者の懸念に反映されていると思われる。

オーストラリアの一般的なオンライン小売市場と潜在的な市場支配力 オーストラリアにおけるオンラインマーケットプレイス間の競争 (つづき)

■図1に示すように、オーストラリアの4大オンラインマーケットプレイスのうち、eBay Australia (オーストラリアで最初に設 立された大手オンライン小売マーケットプレイス)が2020-21年の年間売上高53億ドル超で最大であることに変わり はない。これに続くのが、13億ドルのAmazon Australiaである。

2019-20年、2020-21年の主要な一般オンライン小売市場別年間売上高(百万\$) 図 1



オーストラリアの一般的なオンライン小売市場と潜在的な市場支配力 オーストラリアにおけるオンラインマーケットプレイス間の競争(つづき)

- ■これらの数字は、2021年に520億ドル以上と推定されるオーストラリアのオンライン売上高全体の中で考慮されるべき ものである。オーストラリアにおけるオンライン販売全体に占めるeBay Australiaのシェアは現在約10%、Amazon Australiaのシェアは約2.5%である。
- ■補足として、オンラインとオフラインの販売チャネルを持つ大手小売業、2020-21年の年間売上高は、Kmartが69億 ドル、Big Wが46億ドルである。
- Amazon Australia、Catch、Koganのそれぞれの年間売上高は、現在、オーストラリアの大手既存小売業者より低 ل_ا،
- ■しかし、過去12ヶ月間、オンラインマーケットプレイスによる売上高は大幅に伸びている。特に、Amazon Australiaの 売上は2019-20年から2020-21年にかけて大幅に(87%)増加し、CatchとKoganはそれぞれ43%、42%増加し ている。
- ■この期間のオンラインマーケットプレイスによる売上の大幅な増加は、COVID-19の流行とそれに伴うロックダウンにより、 オーストラリアの多くの消費者がオフラインからオンライン購入に代えたためと思われる。重要なことは、オンラインマーケッ トプレイス、特にAmazonの成長が、大手オンライン小売店の成長を上回ったことである。
- また、ACCCは、オーストラリアの顧客のAmazon Primeへの加入が大幅に増加していることに注目している。 Amazon Primeは、Amazonのストリーミング・ビデオ・オンデマンド・サービスを利用できるほか、Amazonマーケットプレ イスで購入した商品の配送料が安くなるなどの特典を会員に提供するものである。このような成長は、オンライン市場 の競争力に大きな影響を与える可能性がある。

ACCCによる今後の検討事項

- ACCCは、オンラインマーケットプレイスの発展を引き続き監視することが重要であると考えている。
- ■海外におけるオンラインマーケットプレイスの事例では、このようなサービスは独占を許す可能性(potential to tip)が あると言われている。
- ACCCはオーストラリアでこのような事態が起こることを示唆してはいないが、万が一このような事態が起こった場合、重 大な競争問題が発生する恐れがある。
- 特に、ACCCはこの分野でのM&Aを綿密に調査することが重要と考えており、デジタルプラットフォームによる競争の懸 念に対処するための新しいフレームワークを開発する場合、そのフレームワークはオンラインマーケットプレイスが実質的な 市場支配力を獲得し、戦略的またはゲートキーパーとしての地位を占める場合に適用可能であることが必要であると 考える。

ネクストステップ

- ACCCは現在、デジタルプラットフォームサービスで確認された競争と消費者の懸念に対処するために、新しい規制の 枠組みやツールが必要かどうかについてコンサルティングを行っており、競争と消費者の懸念と改革の選択肢の両方を まとめたディスカッションペーパーは、ACCCのウェブサイトから入手可能である。
- ■ACCCは、2022年9月に予定されている第5次DPSI中間報告で、このような法改正が必要かどうか、必要な場合は 改革の選択肢についてオーストラリア政府に報告する予定である。
- ACCCは、オンラインマーケットプレイスについて、検索エンジンやソーシャルメディア、モバイルアプリのオンラインマーケット プレイスなど、他のデジタルプラットフォームサービスと同様の競争上の懸念について指摘はしていないが、これらの市場 が支配的企業に独占される可能性を考えると、開発される枠組みや一連のツールは、将来的にオンラインマーケット プレイスに適用できるようにすることが重要である。
- ACCCは、2020-2024年のDigital Platforms Services Inquiryの期間中、この重要性を増す分野に関連する競争 と消費者の懸念を引き続き監視していく予定である。

1. 一般的なオンライン小売市場 – オーストラリアの概要と成長性

1.1. 一般的なネット通販のマーケットプレイスの概要

1.1.1. 一般的なネット通販のマーケットプレイスとは何か?

- ■本報告書では、一般的なオンラインマーケットプレイス(general online retail marketplaces)について考察する。 本報告書の対象とするオンラインマーケットプレイスでは、書籍、子供用玩具、衣料品、スポーツ用品、靴、キャンプ用 品など、幅広い商品を消費者向けに提示している。また、販売者に対しては広告などのサービスを提供し、消費者に 対してはサブスクリプションなどのサービスを提供している。
- ■オンラインマーケットプレイスは大きく成長する可能性を秘めている。小売りの実店舗とは異なり、オンラインマーケットプ レイスにより出展・出品者は、実店舗の設立・維持に伴う多額の固定費・変動費を回避することができる。さらに、消 費者や販売者が参加する際のオンラインマーケットプレイス側のコストも低く抑えることができる。
- ■本報告書は、オーストラリアにおけるすべての一般的なオンラインマーケットプレイスを包括的にレビューするものではなく、 オーストラリアにおけるこれらのオンライン市場のうち、最大規模のもの(Amazon Australia、Catch、eBay Australia、 Kogan)に焦点を当てている。しかし、特定の問題を検討する際に、他のオンラインマーケットプレイスも考慮した。販売 者と消費者が4大オンラインマーケットプレイスで経験した重要な問題のいくつかは、より広範囲に適用される可能性 がある。

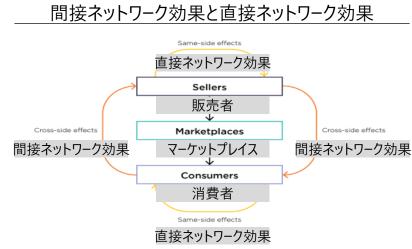
- 1. 一般的なオンライン小売市場 オーストラリアの概要と成長性 1.1. 一般的なネット通販のマーケットプレイスの概要
- 1.1.2. オンラインマーケットプレイスは、オンラインショップ、オンライン広告プラットフォーム (Online classified ad platforms)、小売専門マーケットプレイスとは異なる
- ■本報告書では、オンラインマーケットプレイスと、オンラインでも事業を展開する従来の実店舗型小売業者(Big W、 David Jones、Kmart、Myer、Target など)を区別している。オンラインマーケットプレイスは、共通のプラットフォーム 上で第三の販売者と消費者との取引を促進し、従来の実店舗の小売業者は販売者としても販売活動をする。この ように、オンラインマーケットプレイスは、販売者と消費者の間の仲介役を担っている。他方、自社製品をオンラインで 販売する従来の小売業者は、仲介役を担っていない。
- また、オンラインマーケットプレイスは、GumtreeやFacebookマーケットプレイスなどのオンライン広告プラットフォーム (Online classified ad platforms)とも区別される。オンライン広告プラットフォームでは、プラットフォーム上で取引 を完結させることはできないからである。オンラインマーケットプレイスでは、プラットフォーム上で取引を完了する必要があ る。また、オンラインマーケットプレイスによっては、販売者と消費者がプラットフォームの外で対話することを妨げる場合 がある。
- ■最後に、ACCC は、Temple & Webster や ASOS 等の小売商品やサービスを専門で提供するオンラインマーケットプ レイスも存在することを指摘している。専門的なオンラインマーケットプレイスは、一般的なオンラインショップで確認され た問題と同様の問題を引き起こす可能性があるが、本レポートでは、一般的なオンライン小売マーケットプレイスサービ スを提供するオンラインマーケットプレイス、つまり、幅広い消費財を販売するマーケットプレイスのみに焦点を当てている。

1. 一般的なオンライン小売市場 - オーストラリアの概要と成長性

一般的なネット通販のマーケットプレイスの概要

1.1.3. オンラインマーケットプレイスの特徴

- オンラインマーケットプレイスは販売者と消費者という異なるユーザーグループを接続し、サービスを提供するマルチサイド プラットフォームである。販売者と消費者がオンラインマーケットプレイスを利用すると、外部性を生み出し、そこからオン ラインマーケットプレイスが価値を生み出す。これはオンラインマーケットプレイスのビジネスモデルにとって基本的なことで ある。
- ■この外部性をネットワーク効果と言い、間接ネットワーク効果(Cross-side effects)と直接ネットワーク効果 (Same-side effects) に分類される。間接ネットワーク効果とは、あるプラットフォームの2つのユーザーグループのうち 一方(販売者か消費者)のユーザー数が増加した結果、もう一方(消費者か販売者)のユーザーにおけるプラット フォームの価値に影響を与えることである。直接ネットワーク効果は、あるプラットフォームの2つのユーザーグループのうち 一方(販売者か消費者)のユーザー数が増加した結果、同じ方(販売者か消費者)のユーザーにおけるプラット フォームの価値が増加することである。他の外部性と同様に、ネットワーク効果にも正のものと負のものがある。



1. 一般的なオンライン小売市場 – オーストラリア市場概観と成長性 – マーケットプレイスにおけるネットワーク効果

マーケットプレイスにおいては、1) 販売者間/消費者間で、直接ネットワーク効果、2) 販売 者・消費者間で、間接ネットワーク効果が働き、プラットフォーム全体の価値が向上する

マーケットプレイスにおけるネットワーク効果

Same-side effects

直接ネットワーク効果

Sellers

販売者

Marketplaces

マーケットプレイス

Consumers

消費者

Same-side effects

直接ネットワーク効果

間接ネットワーク効果と直接ネットワーク効果

間接 ネットワーク 効果

■ あるプラットフォームの 2 つのユーザーグループのう ち一方のユーザー数が増加した結果、もう一方 のユーザーにおけるプラットフォームの価値に影響 を与えること。

例:販売者のユーザー数が増加した結果、消 費者におけるプラットフォームの価値に影響を与 えること。

■ あるプラットフォームの 2 つのユーザーグループのう ち一方のユーザー数が増加した結果、同じ方の ユーザーにおけるプラットフォームの価値が増加す ること。

例:販売者のユーザー数が増加した結果、販 売者におけるプラットフォームの価値が増加するこ と。



Cross-side effects

間接ネットワーク効果

Cross-side effects

間接ネットワーク効果

- 1. 一般的なオンライン小売市場 オーストラリアの概要と成長性
- .1. 一般的なネット通販のマーケットプレイスの概要

1.1.3. オンラインマーケットプレイスの特徴

- ■本レポートで検討しているオンラインマーケットプレイスには、様々なタイプがある。
 - 純粋に販売者と消費者間の取引を促進するオンラインマーケットプレイス(eBay等)
 - サードパーティーの販売者と消費者間の取引を促進するだけでなく、自社の商品を小売するハイブリッドマーケットプレイス (Amazon、Catch、Kogan等)
- また、オンラインマーケットプレイスは販売者と消費者に様々な機能やサービスを提供している。例えば、一部のオンライ ンマーケットプレイスは、販売者と消費者がプラットフォーム上で対話することを可能にし、販売者にプラットフォーム上で の広告を提供する。これは、オンラインマーケットプレイスが、倉庫管理や配送等、オンライン取引の複数の段階のサプ ライヤーである可能性があることを意味する。また、一部のオンラインマーケットプレイスでは、消費者に無料便または速 達便を提供する定期便を提供している。表1.1(次ページ、次々ページ)は、オンラインマーケットプレイスが提供する 様々なサービスやサブスクリプションの一部を示している。

1. 一般的なオンライン小売市場 - オーストラリアの概要と成長性

1.1. 一般的なネット通販のマーケットプレイスの概要

1.1.3. オンラインマーケットプレイスの特徴

表1.1:選択したオンラインマーケットプレイスと他の小売業者が提供するサービスの比較(消費者および販売者向けのサービス)

	Amazon Australia	Catch	eBay Australia	Kogan	Online classifieds	Physical retailer websites	Online-only retaller
プラットフォーム上 のやり取り	0	0	0	0	○ (プラットフォーム外の やり取りもある)	○ (プラットフォーム外の やり取りもある)	○ (プラットフォーム外の やり取りもある)
プラットフォーム上 の金融決済	0	0	0	0	×	0	0
第三の販売者は 出品可能か	0	〇 (キュレートされる)	0	〇 (キュレートされる)	0	×	0
第三の販売者を 特定できるか	0	0	0	0	0	N/A	0
第三の販売者は ブランディングを コントロールできるか	×	×	〇 (ある程度可能)	×	×	N/A	0
第三の販売者のた めのフルフィルメント	0	×	0	×	×	N/A	N/A
複数のチャネルで フルフィルメントを 利用できるか	0	N/A	0	N/A	N/A	N/A	N/A
プラットフォーム上 の広告掲載	0	0	0	0	0	N/A	N/A
自社配送サービス	〇 (Metroを選択)	×	×	〇 (Metroを選択)	×	×	×

- 1. 一般的なオンライン小売市場 オーストラリアの概要と成長性
- .1. 一般的なネット通販のマーケットプレイスの概要

1.1.3. オンラインマーケットプレイスの特徴

表1.1:選択したオンラインマーケットプレイスと他の小売業者が提供するサービスの比較(サブスクリプションサービス)

	Amazon Australia	Catch	eBay Australia	Kogan	Online classifieds	Physical retailer websites	Online-only retaller
サブスクリプション サービスの提供	Amazon Prime	Catch Club	eBay Plus	Kogan First	×	×	×
無料配送	0	0	×	〇 (商品を選択)	N/A	〇 (最低購入金額 以上の場合)	〇 (最低購入金額 以上の場合)
有料配送	0	×	○ (Metroを選択)	〇 (商品を選択)	N/A	〇 (追加費用)	〇 (追加費用)
オンライン以外の マーケットプレイス での提供	Prime Video Prime Reading Prime Music Prime Gaming	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

■ オンラインマーケットプレイスには共通点があるものの、オーストラリアの各マーケットプレイスは独自のビジネスモデル、戦 略、慣行を持っている。本報告書では、こうした違いを明らかにするとともに、オーストラリアの消費者や企業がこうした オンラインマーケットプレイスを利用する際の共通の問題点や懸念事項を明らかにしている。

1. 一般的なオンライン小売市場 – オーストラリアの概要と成長性

.1. 一般的なネット通販のマーケットプレイスの概要

1.1.4. オーストラリアでは、オンラインマーケットプレイスの重要性が高まっている

- ここ数年、オーストラリアではオンラインショッピングが劇的に増加した。2020-21年にオーストラリアの消費者がオンライ ンで購入した金額は520億ドル以上と推定され、2019-20年と比較して約31%増加した。
- ■オンラインショッピングの増加を促す大きな要因は、COVID-19の大流行とそれに伴うロックダウンである。モナシュ大 学のオーストラリア消費者・小売業研究所が2021年9月に行った調査によると、回答者の84%が過去3ヶ月間にオ ンラインショッピングを行い、37%が週単位でオンラインショッピングを行っていた。多くのオーストラリア人にとって、これは COVID-19の流行前と比較してオンラインショッピングが増加したことを意味し、オーストラリアの買い物客の50%が流 行中にオンラインショッピングを行い、わずか4%が減少させたという。

2. オンラインマーケットプレイスにおける消費者体験

重要な発見事項

- オンラインマーケットプレイスは消費者が様々な販売者から商品を発見し、選択し、購入することに一役買っている。
- ■オンラインマーケットプレイスは消費者が探している商品を見つけるために検索機能等のツールを提供しており、消費者 が自分が探しているものを見つける際の時間を含むコストを劇的に削減することを可能にしている。しかし、それらの機 能がどのように作用するか、なぜ特定の商品が他の商品よりも目立つように表示されるかについて、消費者に十分な 情報を提供しているとは限らない。
- ■マーケットプレイスがどのように作用するのかというアルゴリズムの情報を十分に消費者に与えないと、消費者の購買意 思決定に悪影響を与える可能性がある。
- ACCCは、オンラインマーケットプレイスがあらゆる価格提示(二重価格表示(Two-price comparison advertising)等)が消費者にとって正確かつ明確であることを保証する重要な役割を担っていると考えている。
- 多くの消費者は、自分のデータの収集と利用を制限してほしいと考えている。しかし、オンラインマーケットプレイスのデー タの扱いはこの希望を沿うものではない。
- ACCCは、オンラインマーケットプレイスが取引を管理、関与していることから、高レベルの消費者保護を行う必要があ ると考えている。すでに検討されている消費者保護法に対する潜在的改革は、一般的な安全規定の導入や不公正 な取引慣行の禁止など、消費者を支援することができる。
- ■製品安全に関する誓約書(the Product Safety Pledge)などの自主的な取り組みはオーストラリアの消費者保 護にとって重要な追加要素である。
- ACCCは、オンラインマーケットプレイスを利用する消費者が有害な製品の販売者から救済を受ける手段を適切に利 用できなければならないと考えている。ACCCは、DPI最終報告書で推奨された最低限の内部紛争解決要件とオン ブズマン制度の導入を引き続き支持している。このようなメカニズムは、ACCCの報告書で以前指摘された他のデジタ ルプラットフォームと同様に、オンラインマーケットプレイスに適用されるべきであると考えている。

2. 一般的なネット通販マーケットでのオンラインマーケットプレイスにおける消費者体験 – オンラインマーケットプレイスごとの販売手数料 オンラインマーケットプレイスの中には月額利用料や出店料を請求するものもある。 他方、注文ごとに手数料を取る場合もある。

オンラインマーケットプレイスごとの販売手数料

	Amazon Australia	eBay Australia	Catch	Kogan
手数料または紹介料	・販売価格の7%~15% の商品もある。商品カテゴ リーによっては、販売者が フルフィルメント by Amazonを利用すると、 手数料が安くなる商品も ある。	 最終販売額の13.4%と、 ほとんどのカテゴリーおよび eBayストアに登録してい ない販売者に対する0.30 ドルの取引手数料が加 算される。 eBayストアの販売者には、 最終販売額の6.2%~ 11.9%と0.30ドルの取引 手数料が加算される。 	• 商品カテゴリに依存し、販売者がマーケットプレイスに登録する際に設定される。	•登録時に販売者と交渉して決める。
その他必須料金	 個人販売者プラン: 月額0ドル。紹介料に加え、アイテムごとに 販売手数料が0.99ドル (税別)。 プロフェッショナルセラープラン: 月額49.95ドル(税別)。 別)。アイテムごとの販売 手数料は不要。 		•固定ストア料金が月額 49.99ドル(税込)。 マーケットプレイス参加後、 最初の2ヶ月間は無料。	• ストア使用料が月額299 ドル。

3. 一般的なネット通販マーケットでの販売

重要な発見事項

- オンラインマーケットプレイスで活動する販売者には大企業や小規模な販売者などの様々なタイプがあり、オンライン マーケットプレイスでの体験も多岐にわたる。
- 販売者にとって、マーケットプレイスで自分の商品が目立つことは非常に重要である。しかし、商品がいつ、どのように 表示されるかを決定するアルゴリズムが不透明なため、販売者は提供効果を把握し、改善することが困難である。
- オンラインマーケットプレイスによっては、第三の販売者がマーケットプレイスの商品と競合している場合がある。オンライ ンマーケットプレイスが自社製品を優先して表示するアルゴリズムを設定した場合、多くの販売者がマーケットプレイスで の販売で競争することが困難になる可能性がある。
- ACCCは、販売者がオンラインマーケットプレイス(および消費者)との紛争を解決するための手段を適切に利用でき ることが重要であると考えている。オンブズマン制度(Ombudsman scheme)のような外部の紛争解決メカニズム や、DPI最終報告書で推奨された内部紛争解決の最低要件は、販売者を助け、販売者とオンラインマーケットプレイ ス間の交渉力の不均衡がもたらす結果の一部を解決するのに役立つだろう。

3. 一般的なネット通販マーケットでの販売

Box 3.2: Seller fees and commissions - 販売手数料

■オンラインマーケットプレイスの中には月額利用料や出店料を請求するものもある。また、注文ごとに手数料を取る場 合もあり、オンラインマーケットプレイスと販売者で事前に合意する。

表3.2:オンラインマーケットプレイスごとの販売手数料

	Amazon Australia	eBay Australia	Catch	Kogan
手数料または紹介料	・販売価格の7%~15% の商品もある。商品カテゴ リーによっては、販売者が フルフィルメント by Amazonを利用すると、 手数料が安くなる商品も ある。	 最終販売額の13.4%と、 ほとんどのカテゴリーおよび eBayストアに登録してい ない販売者に対する0.30 ドルの取引手数料が加 算される。 eBayストアの販売者には、 最終販売額の6.2%~ 11.9%と0.30ドルの取引 手数料が加算される。 	• 商品カテゴリに依存し、販売者がマーケットプレイスに登録する際に設定される。	•登録時に販売者と交渉 して決める。
その他必須料金	 個人販売者プラン: 月額0ドル。紹介料に加え、アイテムごとに 販売手数料が0.99ドル (税別)。 プロフェッショナルセラープラン: 月額49.95ドル(税別)。 別)。アイテムごとの販売 手数料は不要。 		•固定ストア料金が月額 49.99ドル(税込)。 マーケットプレイス参加後、 最初の2ヶ月間は無料。	•ストア使用料が月額299 ドル。

3. 一般的なネット通販マーケットでの販売 - パーソナルプライシング

パーソナルプライシング

- ACCCは、以前の報告書でパーソナルプライシング(Personalised pricing)について検討している。オンライン小売 業の成長と、デジタル企業が利用できるデータの種類、量、適時性、質により、オンラインマーケットプレイスを含め、 パーソナルプライシングの範囲が広がっている。
- パーソナルプライシングでは、消費者の支払いに対する弱い意思に対しては、低い価格を提示される。その結果、消費 者が、(よりリーズナブルな価格の提示によって、)より多くのモノやサービスを購入することができれば、一部の消費 者に対して利益を与える効果があるかもしれない。
 - しかし、企業が消費者の支払いに対する比較的強い意思に対して、高い価格を提示し、消費者が代替の販売者に より良い条件を求めて、高い価格を緩和しない場合、消費者に不利益をもたらす可能性がある。また、パーソナルプラ イシングは、販売者が利用できる消費者データやその利用方法について透明性が低い場合、マーケットプレイスの運 営に対する信頼を低下させる可能性がある。

3. 一般的なネット通販マーケットでの販売 – パーソナルプライシング

パーソナルプライシングは、消費者の行動や特性の情報をもとに、消費者ごとに異なる価格を 提示すること。消費者の支払い意欲の高さによって消費者に与える影響が異なる。

パーソナルプライシングとは?

消費者に対する影響

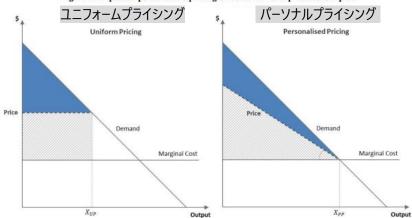
■販売者が、消費者の行動や特性について観察、申告、 推論、収集した情報を利用して、販売者が考える消 費者の支払い意欲に基づいて、消費者ごとに異なる 価格をすること。

支払い 意欲 が高い 場合

■消費者の支払い意欲が高い場合、高い 価格が提示される。消費者がそれを認めず、 代替の販売者により良い条件を求める場 合、消費者に不利益をもたらす可能性が ある。

(参考) 消費者と生産者余剰に対してパーソナルプライシングが与える影響

Figure 7. Impact of personalised pricing on consumer and producer surplus



出所:OECD 「Personalised Pricing in the Digital Era」

(https://one.oecd.org/document/DAF/COMP%282018%2913/en/pdf)

支払い 意欲 が低い 場合

■消費者の支払い意欲が低い場合、低い 価格が提示される。その結果、消費者がよ り多くのモノやサービスを購入することができ れば、消費者に利益をもたらす可能性があ る。

4. オンラインマーケットプレイスの運営に伴う経済的考察

重要な発見事項

- ネットワーク効果とデータは、オンラインマーケットプレイスのビジネスモデルにとって重要であり、最終的に消費者に利益 をもたらすものである。しかし、これらは販売者や潜在的な新規参入者に課題をもたらすことがある。
- 消費者は購買するマーケットプレイスについていくつもの選択肢を持っている。しかし、これらが実行可能な代替サービス となるかどうかは、商品の性質、店舗購入に対する嗜好、ブランド・ロイヤリティなど、さまざまな要因に左右される。多 くの消費者が複数のマーケットプレイスにアクセスする一方で、特定のマーケットプレイスに限定して利用する消費者も いる。
- 販売者にとっては、オンラインマーケットプレイスから、自社サイトや実店舗での販売等の別のチャネルに切り替えること は、大きなコストを伴う可能性がある。さらに、あるマーケットプレイスが他のマーケットプレイスの代替となる販売者もい るが、あるマーケットプレイスを他のマーケットプレイスの補完と考える販売者も少なくない。このような販売者は、オンラ インマーケットプレイスとの取引において、比較的交渉力が弱いかもしれない。他の販売者は、効果的な代替手段を 有していたり、消費者にとってマーケットプレイスへの重要な引き立て役となっていたりするため、オンラインマーケットプレ イスとの交渉力をより有している可能性がある。
- ハイブリッドマーケットプレイスの主な懸念は、第三の販売者の製品よりも自社の製品を反競争的に優遇することから 生じる害に関連している。特に、ハイブリッドマーケットプレイスがかなりの市場支配力を持つ場合、第三の販売者が 商品・サービスの優位性で競争することを妨げたり、抑制したりする能力とインセンティブを持ち、競争に大きな害をも たらす可能性がある。オンラインマーケットプレイスによる自己優遇(Self-preferencing)は、オンライン・マーケットプ レイス自体の製品と直接競合する個々の販売者に不利益を与える危険性がある。

4. オンラインマーケットプレイスの運営に伴う経済的考察

重要な発見事項

- 現段階では、オンラインマーケットプレイスが競争している商品の市場全体において、競争上の不利益をもたらしたとは 思われていない。これは、販売者が消費者に接触するために利用可能な代替手段があるためと思われる。しかし、将 来ハイブリッドマーケットプレイスが支配的地位(Dominant position)を獲得した場合、このような慣行は競争上 の重大な影響を及ぼす可能性がある。さらに、第2章および第3章で議論したように、これらの慣行が消費者の購買 決定に悪影響を及ぼす場合、消費者の不利益につながる可能性があり、第三の販売者がそのメリットで競争を妨 げる可能性がある。
- 2022年2月28日に発表されたACCCの2022年9月中間報告のためのディスカッションペーパーでは、デジタルプラット フォームサービスに対する規制改革について意見を求めている。これには、大規模なデジタルプラットフォームによる反競 争的行為(自己優遇等)のリスクも含まれている。オーストラリアで支配的なオンラインマーケットプレイスが出現する 可能性を考慮すると、ACCCは、市場権力や戦略的/ゲートキーパー的地位に関連する必要なしきい値がプラット フォームによって到達した場合に、そのようなオンラインマーケットプレイスの活動をカバーできる枠組みが重要であると考 えている。

